

# 東経 110 度 CS の左旋円偏波の放送 利用に関する関係者の意見について

1 . 宇宙通信株式会社からの提出意見	... 1 頁
2 . ジェイサット株式会社からの提出意見	... 2 頁
3 . 社団法人電波産業会からの提出意見	... 4 頁
4 . 社団法人電子情報技術産業協会からの提出意見	... 14 頁
5 . 社団法人日本民間放送連盟からの提出意見	... 17 頁
6 . 社団法人衛星放送協会からの提出意見	... 18 頁
7 . 社団法人日本ケーブルテレビ連盟からの提出意見	... 19 頁
8 . 日本放送協会からの提出意見	... 20 頁

# 1 . 宇宙通信株式会社からの提出意見

## 東経 110 度 CS への電気通信役務利用放送法の適用の件

頭書の件につきまして、下記の通り当社の意見を申し上げます。

### 記

当社は、電気通信役務利用放送法（平成 13 年法律第 85 号）の制定以来、「電気通信役務利用放送の受信者の利益を保護するとともに、電気通信役務利用放送法の健全な発展を図り、もって公共の福祉の増進に資する」という同法の立法主旨及び周波数の有効利用という観点から、出来るだけ早期の東経 110 度 CS への電気通信役務利用放送法の適用を要望してまいりました。

本件の実現にあたっては、あくまで受信者の利益保護が最優先されるべきであり、まずは左旋偏波のトランスポンダ（放送用周波数使用計画で指定されていないトランスポンダ）に関する受信環境の整備が欠かせないと考えております。

この受信環境の整備については、行政の方針決定はもちろんのこと実際に放送を行う放送事業者様や受信機メーカー様のご意向が非常に重要な要素と考えており、当社が関係各位よりお話を伺ったところによりますと現時点ではその環境は整っていない状況にあると思われまますので、現時点で早急に東経 110 度 CS への電気通信役務利用放送法の適用を要望するものではありません。

当社と致しましては、周辺環境の整備状況を勘案し、これが整ったと思われる状況に至った場合には、その時点で東経 110 度 CS（左旋偏波トランスポンダ）への電気通信役務利用放送法適用を改めてご要望させて頂く所存です。

以上

## 2 . ジェイサット株式会社からの提出意見

「東経 110 度 CS の左旋円偏波の放送利用の是非その他利用の在り方」に関し、下記の通り意見を提出致します。

### 記

#### 1 . 基本認識について

- ・地上波デジタル放送、BS デジタル放送及び 110 度 CS 放送用 3 波共用受信機が普及しつつあります。 これにより、視聴者は準基幹放送である BS デジタル放送と 110 度 CS 放送を同一受信機で受信できる環境となりました。
- ・BS 放送のデジタル化に関する検討会報告では、BS アナログ放送終了後の第 5・7・11 チャンネル、第 17・19・21・23 チャンネルの利用については、「新しい技術の進展動向、需要の実態動向、その他の動きを見た上で、受信機・受信システムの円滑な対応のための準備期間及び BSAT-2a の後継機の調達スケジュールを考慮し、遅くとも平成 19 年（2007 年）頃までにはチャンネルの在り方について方針を決定することが適当である。」となっています。
- ・“スカイパーフェク TV！110” の視聴者は、平成 16 年 3 月末現在で総登録者数が約 123 千人であり、高精細度テレビジョン放送の推進等の更なる普及促進策が不可欠であると考えます。

#### 2 . 東経 110 度 CS の左旋円偏波の放送利用の是非について

中長期的な東経 110 度 CS 放送の普及推進方針を、高精細度テレビジョン放送を軸に普及推進を図るべきという前提を置く場合において、高精細度テレビジョン放送の用に供する中継器が不足するならば、左旋円偏波を利用することに異存はありません。しかしながら、本件については、視聴者が準基幹放送である BS デジタル放送と 110 度 CS 放送を同一受信機で受信できる環境であること、平成 19 年（2007 年）頃までに決定されることが適当とされている BS 放送のチャンネルの在り方についての方針、

下記の課題、等を踏まえて慎重に検討すべきであります。まずは、将来の左旋利用に向けて、各課題への対応の検討を開始すべきであり、現時点においては是非を判断する段階にはないと考えます。

## 課題

- BS / CS テレビジョン放送普及の見通し
- 周波数帯域の計画的利用の観点(高精細度テレビジョン放送化の流れを阻害しない等)
- 既存放送事業者の意向
- BS / CS 追加チャンネルに関する視聴者側の視点(使い勝手等)
- 新しい技術の進展動向(動画像符号化方式等)
- 集合住宅等の受信システム規格
- 上記課題を解決するための準備期間

## 3. 利用の在り方について

前項の課題を慎重に検討し、一定の準備期間を経た後、東経 110 度 CS の左旋円偏波の放送利用の是非を最終判断すべきであると考えます。

将来、結果として是であるという結論が得られたならば、受委託制度による放送とすべきか、役務放送制度による放送にすべきかを、そのときの放送環境等に照らし合わせて、その利用の在り方について最適な選択を行うべきであると考えます。

以上

## 3 . 社団法人電波産業会からの提出意見

### 東経 110 度 CS の左旋円偏波の放送利用の是非等に関する意見について（回答）

#### ● ご依頼内容（意見項目）

- ・ 東経 110 度 CS の左旋円偏波の放送利用の是非その他利用の在り方
- ・ 上記に関する要望
- ・ その他（関連する事項についてご意見があれば）

#### ● 提出にあたっての電波産業会のスタンス

電波産業会は、正会員 279 会員と賛助会員 4 会員で構成される社団法人<sup>注</sup>)であり、今回の意見提出にあたり電波産業会として全会員会社に意見を求めて資料をまとめるには時間的に制約がありました。このため、標準化活動に参加している一部の専門家と事務局が民間標準化機関としての“標準化の観点”からの状況説明資料を作成しましたので、提出させていただきます。

#### ● 回答

##### 1 放送利用に関する標準化の現状と将来方向

電波産業会では、デジタル放送サービスにおける送信装置から受信装置までの技術方式に関して標準化を行っており、東経 110 度 CS の左旋円偏波の放送利用に関連する記述が含まれている標準規格としては以下の 2 つがあります。

##### (1) 衛星デジタル放送の伝送方式標準規格 ARIB STD-B20

衛星デジタル放送の伝送方式の標準規格として、平成 10 年 11 月 6 日に策定し、3.0 版（平成 13 年 5 月 31 日改定）まで規格改定を重ねてきました。

本標準規格では、広帯域 CS（34.5MHz 帯域幅を使用するもの）の伝送方式を規定しており、右旋円偏波と左右旋円偏波とを区別せずに規定しているため、左旋円偏波の放送利用についても現在運用中の右旋円偏波の放送利用と同一の伝送方式で運用が可能となっております。

##### (2) デジタル放送用受信装置標準規格（望ましい仕様） ARIB STD-B21

衛星デジタル放送のデジタル放送用受信装置の標準規格は、望ましい仕様として、平成 11 年 10 月 26 日に策定し、4.2 版（平成 15 年 10 月 16 日改定）まで規格改定を重ねてきました。

本標準規格では、本文第 4 章「衛星デジタル放送受信装置各部の定格及び仕様」に、衛星アンテナ、コンバータ、及び DIRD（受信機）の仕様の IF 入力の項にて広帯域 CS に関して規定した箇所があります。特にコンバータについては、アンテナと DIRD が一対向の場合の、アンテナの偏波切り替えに必要な信号について規定しています。また、CS の周波数に関連する項目の一部には“CS 左旋の一条方式については付属参照”と記述しています。（添付資料 1 参照）

本文ではないものの、付属-6「広帯域 CS デジタル放送受信アンテナシステムと留意点」に、アンテナと DIRD が一対向の場合と、アンテナが 1 つで DIRD が複数の場合（家庭内で複数の DIRD が使用される場合または共同受信システムのような場合）について記述しています。特に後者の場合については、2 条伝送方式と 1 条伝送方式（3 方式）についての検討結果を記述していますが、“当面広帯域 CS 左旋の実用化が明確でないこと、DIRD の IF 入力が高くても良いこと、ダウンコンバーターが廉価であると予測されることから、C 方式を推奨できるとの結論になった。”と、あくまで推奨という表現に留めた記述となっています。（添付資料 2 参照）

従って、本標準規格では、アンテナと DIRD が一対向の場合における CS 左旋円偏波の受信については規定しているものの、アンテナが 1 つで DIRD が複数の場合における 1 条 / 2 条伝送方式に関する仕様については規定していませんので、別途規格化が必要となる可能性があると考えます。

上述した 2 つの標準規格における広帯域 CS 左旋に関する規定追加については、広帯域 CS 左旋の実用化が明確になった時点で、会員の意向に従うべきものと考えます。

## 2 通信利用に関する標準化の現状と将来方向

東経 110 度 CS の通信利用に関する電波産業会での標準化については、その必要性についての議論が必要と考えます。現時点では、他の衛星通信と同様に、電波産業会での標準化には馴染まないと考えており、今後会員からの標準化の意向が無い限り標準化を行う予定はありません。

以上

---

注) 電波産業会は、現在、電気通信事業関係 15 会員、放送事業関係 26 会員、無線機器関連研究・開発・製造等事業関係 185 会員、卸売り業・銀行・電気ガス・サービス等事業及び公益法人・団体 53 会員、及び賛助会員 4 会員で構成される。